

阿賀野市監査委員告示第3号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年7月16日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 公の施設 ゆうきセンター

(2) 指定管理者 ささかみ農業協同組合

(3) 所管課 農林課

4 監査の場所

ささかみ農業協同組合 会議室

5 監査の範囲

令和2年度の指定管理施設に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和3年5月19日から令和3年6月2日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体代表から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

また、事前に指定管理施設の現地調査を行った。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理等は適正になされているか。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理者の指定管理施設に係る出納その他の事務は当該施設の設置目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されている。

ゆうきセンターは、農家の家畜ふん尿及び籾殻を有効活用した良質堆肥を製造し、土づくりを基本に据えた資源循環型、環境保全型農業を推進するため、農業振興の拠点施設として設置された施設であり、ささかみ農業協同組合が指定管理者として管理を行っている。

施設の老朽化が顕著であるため、堆肥製造施設の在り方と施設整備の方向性について早急に検討するよう望むものである。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 監査対象団体 | 社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会 |
| (2) 監査対象補助金 | こどものことばとこころの相談室運営費補助金 |
| (3) 所管課 | 社会福祉課 |

4 監査の場所

こどものことばとこころの相談室 会議室

5 監査の範囲

令和2年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和3年5月19日から令和3年6月2日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・団体に対する補助金が目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は当該補助金の目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されている。

この補助金は、療育事業の向上を図ることを目的として、発達支援、放課後等デイサービス事業などを運営する「こどものことばとこころの相談室」に対して交付している。

こどものことばとこころの相談室については、今年度開設予定である児童発達支援センターへの移行を踏まえて、これからの支援体制等について協議を重ね、今後も児童の心身の健全な育成発達と保護者の子育て支援に寄与することを望むものである。